

## 犯罪被害者等に対する 多機関ワンストップサービスの実施について



徳島県では、犯罪被害者等のニーズに応じて複数の関係機関・団体が持つ制度やサービスを包括して漏れなく届けるとともに、犯罪被害者等が制度等を利用する際の負担を軽減するため、ニーズを一元的に把握した上で支援計画を作成し、複数の関係機関・団体が参加する「支援調整会議」において円滑な支援提供に向けた調整を行う「多機関ワンストップサービス」を実施します。

関係機関・団体におかれましては、次の取組に御協力いただきますようお願いします。

- ★犯罪被害者等が多機関ワンストップサービスを希望する場合の、相談受理票の作成、個人情報提供同意書の徴収、支援コーディネーターへの引継ぎ
- ★支援調整会議への参加及び支援計画に係る協議・調整等
- ★犯罪被害者等への支援の提供

### 1 多機関ワンストップサービスの概要

#### ① 相談の受理

相談受付機関等（県警察等の関係機関・団体）は、犯罪被害者等から被害内容等を聴取し、多機関ワンストップサービスを希望する場合は、個人情報提供同意書を徴取の上、徳島被害者支援センター（以下「センター」という）の支援コーディネーターに引き継ぐ

#### ② 支援コーディネーターによる支援

支援コーディネーターは、面談等により犯罪被害者等のニーズを把握し、支援計画案を作成

#### ③ 支援調整会議の開催等（事案に応じて）

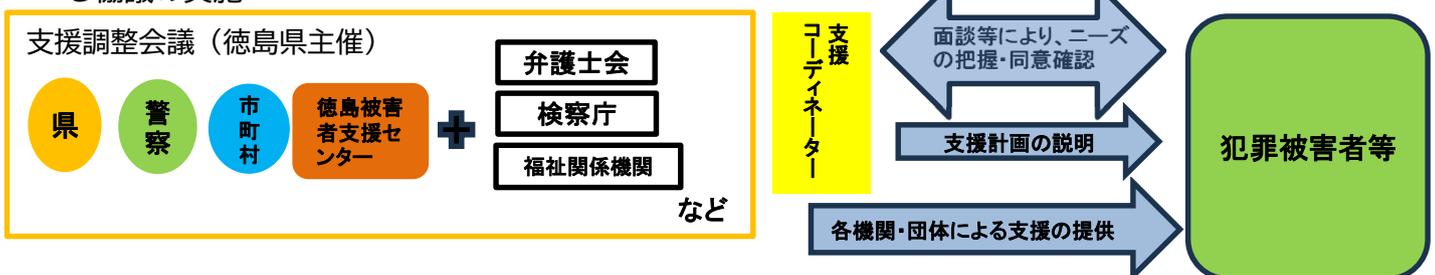
県が事務局となり、支援計画に係る関係機関・団体が参加する会議を開催し、犯罪被害者等のニーズを共有するとともに、必要とする支援の提供が行われるよう支援計画を決定

#### ④ 支援の提供

支援コーディネーターは、支援対象者に支援計画を説明し、各機関・団体が支援計画に基づき、支援を提供

#### ⑤ 支援計画の進捗状況の確認、検証、見直し

支援提供後の支援コーディネーターの面談等による検証及び必要に応じ支援計画の再調整に関する協議の実施



### 2 対象事件（未遂を含む）

- 殺人、強盗致死傷、逮捕及び監禁、逮捕等致死傷、略取及び誘拐、人身売買、傷害致死、全治1か月以上の傷害
- 性犯罪（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）
- 交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故、危険運転致死傷

### 3 支援対象者

- 対象事件により被害を受けた方又はその遺族であり、徳島県内に居住する方、又は県内で被害を受けた県外に居住する方

※犯罪被害者等が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合、その他支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合は対象外。

## 4 関係機関・団体にお問い合わせの内容

- 1 犯罪被害者等が多機関ワンストップサービスを希望する場合は、支援コーディネーターへの引継ぎをお願いします。

### ■ 犯罪被害者等が多機関ワンストップサービスを希望した場合、

- 相談内容の聴取及び相談受理票の作成をお願いします。
- 個人情報提供同意書兼犯罪被害者等支援調整会議開催同意書（実施要綱様式第2号）（以下「同意書」という）を徴するとともに、速やかに相談受理票の写し及び同意書の原本を支援コーディネーターに交付し、聴取した内容を引き継いでください。

※支援コーディネーターにつなぐ事案が判断に迷う場合は、県総合的対応窓口又は県警察本部被害者支援室に御相談ください。

<県総合的対応窓口> 徳島県生活環境部消費者政策課くらし安全担当 ☎088-621-2887  
県警察本部警務部情報発信課犯罪被害者支援室 ☎088-622-3101

- 2 支援調整会議への参加及び支援計画に係る協議・調整等に御協力ください。

- 支援計画案の作成にあたり、支援コーディネーターが必要に応じ、各関係機関・団体に支援の内容を照会する場合があるので、御対応をお願いします。
- 支援調整会議への出席が必要な場合、県消費者政策課から各関係機関・団体に対し、出席要請及び日程調整を行いますので、御出席をお願いします。

- 3 犯罪被害者等への支援の提供をお願いします。

- 支援調整会議での協議を踏まえ、支援計画に基づき支援の提供をお願いします。
- 支援提供の際、プライバシーの確保や二次的被害の防止などに配慮してください。

## 5 個人情報の保護

- 個人情報の保護について、実施要綱第9条で規定していますので、御確認ください。
- 相談受付機関等及び支援調整会議の構成員は、支援対象者の個人情報について、情報の漏洩等がないよう、その保護に万全を期すこととする。
- 犯罪被害者等の個人情報を伴う書類にあっては、誤送信による情報漏洩防止の観点から、専用の鞆等に収納の上原則手渡しとし、簡易書留等による郵送（受け取り確認が可能なもの）や、機密情報送付に対応したパスワード付き電子メール等による送付に限り可能とする。また、個人情報を伴わない書類であっても、本条に準じた取扱とする。

## 連絡先・お問合せ先

### 【制度に関する問い合わせ】

徳島県生活環境部消費者政策課くらし安全担当  
電話：088-621-2287

### 【徳島被害者支援センター】

徳島市福島1丁目1番13-101号  
犯罪被害者等の相談専用電話：088-678-7830（月・水～土曜日 9:00～16:00）  
※祝祭日・年末年始を除く

